

第3次芦屋市市民マナー条例推進計画（原案）への意見及び市の考え方

- 1 募集期間：令和5年12月18日（月）から令和6年1月26日（金）まで
- 2 提出件数：2人20件
- 3 提出方法：持参0人、郵送0人、ファクス1人、ホームページ上の意見募集専用フォーム1人
- 4 意見の要旨及び市の考え方
 取扱区分 A（原案を修正します）0件、B（ご意見を踏まえ取組を推進します）2件、
 C（原案に盛り込まれています）5件、D（原案のとおりとします）13件

No.	項目	該当箇所	市民からの意見	取扱区分	市の考え方
1	『第3次芦屋市市民マナー条例推進計画』	P1 (上段)	<p>先ず、マナー条例という言葉ですが、マナーと条例とは相反する言葉でよくないです。条例という言葉を使うのなら、マナーと異なる言葉を使ってはどうですか。</p>	D	<p>「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」は、その目的にもありますように、市民生活において、特に迷惑となる行為について必要な事項を定めるものであり、一人ひとりがその内容を遵守することにより住みよいまちを目指すことや、本条例制定時、先行自治体の動向も参考にしながら、その内容を少しでも分かり易く表現したいという思いから「市民マナー条例」を通称とした経緯がございます。</p> <p>この「市民マナー条例」を制定して17年が経過し、市民の皆様浸透していると考えますことから、引き続き、この通称を用いてまいりたいと考えております。</p> <p>（※なお、「市民マナー条例」の前身として、ごみの投げ捨て（＝ポイ捨て）や犬のふんの放置といった、生活環境の保全の観点から他人に迷惑となる行為をやめ、お互いのために住みよいまちを目指しましょうという趣旨のもと制定された「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）」がありましたが、この「ポイ捨て禁止条例」では迷惑行為に対する罰則等はなく、残念ながら状況の改善が進まなかったことや、歩きタバコ等の迷惑行為も問題となっていた情勢を踏まえて、これら迷惑行為の対象を広げ、かつ一部の行為に罰則を規定するため、この「市民マナー条例」が制定された背景があります。）</p>

No.	項目	該当箇所	市民からの意見	取扱区分	市の考え方
2	『第3次芦屋市市民マナー条例推進計画』	P1 (上段)	市民憲章の前文には、「守り」、「迷惑」、「反省」、「規律」の言葉がありますが、憲章の前文に相応しくないように思う。憲章というのは、国で言えば、憲法に当たると思いますが、憲法には、国民の「権利」が書かれています。もっと、市民の権利を書いてほしいです。 また、芦屋市民憲章の4つの言葉は統治型傾向(トップダウン型)であり、私は自治的傾向(ボトムアップ型)が良いと思います。そうすることによって、住民と行政との信頼関係の構築ができると思います。 「国際文化住宅都市」とは、芦屋市内を歩いていても、よくわかりません。また、憲章が制定された当時、「文化住宅」とは木造賃貸アパートを意味していたように思う。	D	本計画に関する直接のご意見ではありませんが、本市の市民憲章は、市民の皆様が自ら規律する規範を定めたものであり、道徳的規範に近い側面を持っているものでございます。
3	『市民マナー条例とは』	P1 (下段)	この条例の目的は「清潔で安全かつ快適な生活環境を確保する」ことが目的のようですが、私は「愛想のある街」が一番だと思います。清潔で安全な街でも、愛想のない街は面白くないです。	C	本計画の基本理念であります「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」とは、まちの環境美化にとどまらず、人とのつながりやまちを大切にすることを育てることをコンセプトとしており、これにより、一人ひとりがまちを愛し、他人を思いやることを心がけ、それを行動につなげることによって市民マナー条例の目的を実現しようとするものであります。頂きましたご意見は、本計画が目指している理念に含まれているものと考えております。(計画 P4 下段・計画 P5 上段参照)
4	『市民マナー条例とは』	P1 (下段)	この条例は迷惑行為の禁止を命ずるものですが、私自身は「スルナ(禁止)」とか「セヨ(命令)」とかいうのは苦手です。もっと対話的な方法、説得的な方法、自治的な方法はないのでしょうか。考えてほしいです。	D	罰則を規定するためには、行為の内容やその行為に対して科される刑罰を予め明確に規定する必要がありますことから表現しているものでございます。
5	『市民マナー条例とは』	P1 (下段)	「違反者ゼロ」を目指しておられるようですが、ホントに「違反者ゼロ」になったら、恐ろしい社会です。少々の違反者がいる社会の方が健全ではないですか。あまりに完全をめざさない方がいいと思います。「違反者ゼロ」社会って、ファシズム社会ではありませんか。	C	目標として「違反者ゼロ」を目指しておりますが、その手段として、SNS等による通報や監視などによらず、周知・啓発を継続することにより、皆様一人ひとりがまちを汚さないという意識の醸成を図ることで実現していきたいと考えております。(計画 P4 下段参照)

No.	項目	該当箇所	市民からの意見	取扱区分	市の考え方
6	『市民マナー条例とは』	P1 (下段)	「歩行喫煙」が2007年には<努力義務>であったが、2013年にはより強く<禁止>になっていますが、何があったのでしょうか。	D	2013年当時は既に市内4駅周辺を喫煙禁止区域として指定しておりましたが、その他の地域におきまして、ポイ捨てや歩きタバコの危険性への対処を求める声が多かったことを踏まえまして、努力義務から義務へと改正した経緯がございます。
7	『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』	P2	第8条の「喫煙禁止区域」の解除もありえることも掲げておいてほしい。	D	喫煙に関するご相談はいまだに多く、現時点において各喫煙禁止区域とも解除できる状況には至っておりませんが、喫煙禁止区域の指定を解除することを想定した条文の規定はございます。
8	『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』	P2	「喫煙禁止区域」外の喫煙について、10条の関係で、「吸い殻入れ」の持参を呼びかける。	B	過去にはイベント実施時に、携帯灰皿をお配りしていた時期もございますので、今後の取組として、頂きましたご意見も参考にさせていただきます。
9	『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』	P2	「吸い殻」を見つけたときは、なるべく拾うように呼びかける。(私はなるべく、そうするようにしています。)	C	市民マナー条例の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきありがとうございます(計画P4下段・問3参照)。
10	『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』	P2	「(10条) 空き缶の放置禁止」について――空き缶の回収責任は、第1には製造者にあります。それゆえ、空きペットボトル1個につき、10円か20円で製造者が引き取ると言えば、街なかから、すぐに無くなるのではないのでしょうか。このような条例をつくるより、製造者責任を求めてほしいです。	D	空き缶等には、空き缶に加え、ティッシュペーパー、ガム等様々なものが含まれますが、お互いのために住みよいまちを目指しましょうという市民マナー条例の趣旨からも、これらのごみは各家庭に持ち帰り適切に処分いただくことを前提に、引き続き、皆様一人ひとりがまちを汚さないという意識の醸成を目指し、周知・啓発に取り組んでまいります。(問1※参照)
11	『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』	P2	「(11条) 回収容器の設置、管理義務」――自動販売機そばの回収容器がいっぱい、空容器入れが溢れていることがあります。業者に頻繁に回収するよう要請してはどうですか。	B	ご指摘の取組につきましては、今後の参考とさせていただきます。

No.	項目	該当箇所	市民からの意見	取扱区分	市の考え方
12	『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』	P2	「(12条) 飼い犬のふんの放置禁止」——なかなか難しい問題です。タバコの吸い殻と違い犬のふんの放置はその家の人の感情を刺激するのでしょうか。市にそのような相談があったとき、T字型のもう少し、分かりやすい文言の小さな立て札を届けたらどうですか。そして、その時に、その人の言い分をよく聞いてあげたらどうでしょうか。少しは気分が落ち着くのではないのでしょうか。また、飼い犬の仲間に集まってもらって、相談してはどうですか。	C	引き続き、お困りごとに対しまして、個別の事情に沿った対応に努めてまいります。 (計画 P5 下段『重点2』参照)
13	『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』	P2	「(13条) 夜間花火の禁止」禁止花火の種類は書かれています、やってよい花火は書かれていません。例えば線香花火などはいいのではないのですか。やってよい花火を例示して、書いてほしいです。	D	市民マナー条例で規定する花火とは、条例第2条第1項第5号に規定する花火を指しており、この規定の対象とならない花火(線香花火等の手持ち花火)は使用していただいて構いませんが、使用される場所により、禁止の対象やその時間帯も異なりますことから、使用される際は直接その場所の管理者へお問い合わせいただくようお願いいたします。(計画 P7 参照)
14	『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』	P2	「(14条) 落書き禁止」私の家の近所に新築家屋の工事現場がよくあり、新しい家屋ができていますが、その多くが、塀が高いです。歩いていても、何の風情もありません。その家の人は快適なのでしょうが、これが快適な街並なのか。1メートル以下の塀にして、その上は生垣にしてほしいです。街の人との対話を拒否しているように見え、私には感じ悪く見えます。条例で何とかならないのですか。そして、高い塀には「壁画」を書いてほしいです。NHKの「世界の街歩き」の番組で見たことがあります。	D	塀の高さなど建築規制に関するものは、市民マナー条例で規定するものではございませんが、本市では、景観法等に基づく指導として、塀の高さを人の目線以下とすることや植栽等と組み合わせることなど、柔らかな沿道景観を形成する取組を始めております。 また、全市的な取組とは別に、地域の皆様の合意のもと、独自の基準をつくって規制をかけることも可能です。

No.	項目	該当箇所	市民からの意見	取扱区分	市の考え方
15	『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』	P2	「(15条の3) バーベキュー等禁止区域の指定」 禁止区域以外のバーベキューは許可なのでしょうか。そもそも、禁止区域設定の理由はなんでしょうか。屋外でバーベキューをやりたいのなら、アルコール禁止でやらせてあげたらどうでしょうか。もっと、気さくでオープンなバーベキューパーティーにすればいいのではないかと。	D	禁止区域につきましては、バーベキュー等を行う際に発生する、ごみの投棄・散乱、騒音や煙・悪臭による近隣の生活環境への影響に配慮して指定しておりますことから、アルコールの有無を問わず、禁止区域内での行為そのものを禁止しています。
16	『相談件数の推移と現状』 『第3次推進計画重点施策』	P3 (上段) P5 (下段)	「重点施策」――(重点1)喫煙、(重点2)犬のふん啓発の強化のようですが、喫煙、犬のふんに関する市民の認識が深まる方向で取り組んでほしいです。 (重点3)子どもへの教育3ページの「年代別過剰対象者数」によると、10代→20代で一気に増えていますが、これは何が原因なのでしょうか。大人の意識の反映ではないのでしょうか。大人自身が条例違反をほんとに反省してないからではないかと、私は推測します。大人の条例への理解の深化が求められてないのでしょうか。	C	前段の重点1及び重点2につきましては、本市としても「集中」して取り組むべき課題であると認識しております。 また、後段の重点3につきましては、まずは、未来を担う10代(以下の世代も含む)の小・中学生への周知・啓発に注力し、結果として、その周りの方への効果の波及を求めていきたいと考えております。(計画P5下段参照)
17	『第3次推進計画基本理念・基本目標・取組の柱』	P5 (上段)	P5「第3次推進計画―基本理念(芦屋市を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む)」 芦屋市愛、やさしい心、等は個人の内面的な問題で、基本的には個人の自由に属することですので、行政が関与すべきではないと私は思います。芦屋市はもっと外面的整備に注力を注いでほしいです。そういう意味では「愛国心」という言葉にも反対です。	D	まちをきれいにするのもまちを汚すのも人でありますことから、住みよいまちの実現と快適な生活環境の維持・向上の実現には、啓発看板の設置や巡回指導等の外面的整備と、一人ひとりが住みよいまちにしていく意識の醸成といった内面的整備との両方が必要と考えますことから、第3次推進計画におきましても、引き続き、この基本理念を設定したものでございます。

No.	項目	該当箇所	市民からの意見	取扱区分	市の考え方
18	『第3次推進計画 重点施策』	P5 (下段)	5頁「コインパーキング利用者の喫煙に関する相談」について、コインパーキングの利用者に限らず、部外者が無断で立ち入って喫煙に及ぶものも多いのですから、そもそも管理者の手に負えるものではありません。 なので管理者に利用者へ向けた啓発を依頼するだけでなく、私有地であっても管理者が望めば禁止区域に指定し、過料を徴収できるように条例を改正すべきです。 警察との連携も必要になってくるでしょう。	D	市民マナー条例では「喫煙」を、公共の場所において規制しております。 コインパーキング等につきましては、私有地であることから、協力をお願いにとどまるものと考えております。
19	『第3次推進計画 重点施策』	P5 (下段)	5頁「工事現場関係者の喫煙に対する相談」について、市が発注する工事については路上喫煙を契約に加え、違反業者は指名停止等の制裁を科すべきである。	D	公共工事につきましては、市民マナー条例のパンフレットをお渡しし、喫煙禁止区域等の周知・啓発に努めているところですが、指名停止等の措置までは考えておりません。
20	『第3次推進計画 施策一覧②』	P6 (下段)	6頁「喫煙指定場所の周知と整備」は削除すべき。市が煙ダダ漏れの喫煙所を設置し続ける限り、喫煙者は受動喫煙を生じさせない配慮を理解し得ないのであるから、喫煙所は全て撤去すべきである。	D	市民マナー条例では、たばこの火が子どもの目線と同じ高さであり危険であるとの認識から、特に多くの人の集まる駅周辺での喫煙行為を禁止し、併せて、当時課題となっていましたポイ捨て問題の解決のため、この喫煙禁止区域内に公共の喫煙指定場所を設けております。 その設置場所につきましては、長年にわたる地域の皆様との協議により決定しました経緯がございますことから、今のところ、移設や廃止の考えはございません。